

2020.7.29

学生・教職員各位

新型コロナウイルス感染症再流行に係る注意喚起

保健センター所長

現在、静岡県においても新型コロナウイルス感染症が再増加しています。
下記に該当する場合、学生の方は学務・教務係と保健センターに、教職員の方は
部局の総務担当と保健センターに、速やかに連絡（届出）して下さい。

- ★帰国者・接触者相談センター等に相談する目安に該当する方
 - *息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - *重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - (※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - *上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
 - (症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)
- ★保健所より濃厚接触者として自宅待機の指示が出た方
- ★新型コロナウイルス感染症が確定した方と濃厚接触があった方で、最後に濃厚接触があった日から起算して14日経過していない方

<学生>

新型コロナウイルス感染症に係る登校停止の取扱いについて(通知) 【第2報】

https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/pdf/2019-nCov/20200515_3.pdf

<教職員>

新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱いについて(通知) 【第6報】

https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/pdf/2019-nCov/20200512_6.pdf

新型コロナウイルスは思うよりも身近に存在します。引き続き感染予防行動を徹底してください。

過剰な不安に陥ることなく、安全・安心を取り戻せるまで、皆さん協力して乗り越えていきましょう。